

表 7

施設の区分		定義
住宅	専用住宅	居住の用に供する建築物で農家住宅でないもの
	農家住宅	都市計画法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する農業、林業又は漁業を営む者の居住の用に供する建築物
	共同住宅	アパート、マンション、寮等
	店舗兼用住宅	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 130 条の 3 に規定する兼用住宅
農業施設	生産施設	育苗施設、園芸栽培施設（温室等）、病虫害防除施設等
	飼養関係施設	畜舎、サイロ、乾草舎等
	調整・貯蔵・流通 関連施設	穀類共同乾燥調整貯蔵施設（カントリーエレベーター等）、選果場、農業生産用資材庫（肥料倉庫等）等
	格納施設	農機具格納庫・農機具収納舎
	加工・販売施設	農畜産物加工施設・農畜産物販売施設
	ふん尿処理・たい肥 製造・農業廃棄物処 理施設	農業廃棄物処理施設（もみがら処理施設等）、家畜ふん尿処理施設等
	その他農業施設	農作業準備休養施設（休憩施設、東屋等）、営農飲雑用水施設その他の上記の農業施設に該当しない農業施設
商業施設	日用品店舗	文房具店、食料品店、薬局、雑貨店、呉服衣料店、履物店等
	ガソリンスタンド	ガソリンスタンド
	日用サービス店舗	理容・美容店、クリーニング店等
	飲食店	レストラン、食堂、寿司店、コンビニエンスストア等
	事務所	税理士事務所、会計事務所等
	娯楽施設	パチンコ店、ゲームセンター、バッティングセンター、ボーリング場、ゴルフ練習場等
	宿泊施設	ホテル、旅館等
	倉庫	倉庫、配送センター等
	運動施設	スポーツジム等
	観光施設	遊園地、展望台等
	駐車場・車庫	コインパーキング、洗車場等
	大規模店舗	商業施設のうち開発区域の面積が 3,000 m ² 以上のもの
工業・ 業務 施設	工場 1	工場 2 に該当しない工場
	工場 2	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 9 項の規定により近隣商業地域内に建築できない工場
	研究所・事業所	住宅、農業施設若しくは商業施設又は工場 1 若しくは工場 2 に該当しない施設

備考

- 1 農畜産物加工施設とは、当該施設を設置する農業者が生産する農畜産物又は市内で生産される農畜産物の加工施設で、かつ、工場 1 又は工場 2 に該当しない施設とする。
- 2 各施設の設定について、法令、例規等の規定により規制されている場合は、当該規制を優先する。
- 3 公共施設その他の公益施設の設定については、この表の規定を適用しない。ただし、公共施設その他の公益施設を設置する場合は、本計画の趣旨等を鑑みるものとする。